

共 済 広 報

4

2016

黒潮

ご家族のみなさまもご覧ください

目次

平成28年度事業計画及び予算が決定しました	2~9
平成28年度短期財源率がきまりました!	10
新しく組合員になられた皆様へ	11
被扶養者に異動はありませんか?	12~13
短期人間ドック助成事業を実施します!	14~17
任意継続組合員制度の見直しについて	17
データヘルスのお話②	18~19
ジェネリック医薬品のお知らせの見方	20
「ジェネリック医薬品のお知らせ」を送付しました	21
かかりつけ薬局をもとう!	22~23
こころの健康相談事業がはじまります!	24
施設利用助成券が新しくなりました	25
共済組合主催の保健事業開催日お知らせ	25
年金係からのお知らせ	26~27
新たな地共済年金情報Webサイトがリニューアルされました	28
貸付事業からのお知らせ	29
貯金係からご案内	30~31
自動車購買立替金制度をご存知ですか!	32
共済組合指定店一覧表	33
高知共済会館からのご案内	34

平成28年度事業計画及び予算が決定しました

去る3月4日に開催された組合会において、平成28年度事業計画及び予算が議決されました。
以下、その概要についてお知らせします。

○ 地方公共団体の数

市	町	村	一部事務組合等	合 計
11	17	6	31	65

○ 組合員数及び被扶養者数（任意継続組合員を含む）

平成28年度末において、組合員数 10,359人、被扶養者数 9,830人を見込んでいます。

○ 財 源 率

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合

短期・保健

(単位：千分率)

(単位：千円)

区 分 組合員種別		短 期				保 健	
		掛 金	負 担 金	介 護 掛 金	介 護 負 担 金	掛 金	負 担 金
一般組合員	一 般 職	49.19 (1.84)	51.03	5.72	5.72	2.1	2.1
	特 別 職						
市 町 村 長 組 合 員							
特 定 消 防 組 合 員							
船 員 一 般 組 合 員		48.51	53.55	5.72	5.72	2.1	2.1
任 意 継 続 組 合 員		100.22 (1.84)	—	11.44	—	—	—

※掛金欄の()は、全国市町村職員共済組合連合会の行う財政調整事業(調整交付金)及び特別財政調整事業(特別調整交付金)に相当する率を合算したものです。

厚生年金保険・退職等年金・経過的長期

(単位：千分率)

区 分 組合員種別		厚生年金保険				退職等年金		経過の長期
		4月～8月		9月～3月				
		組合員保険料	負 担 金	組合員保険料	負 担 金	掛 金	負 担 金	
一般組合員	一 般 職	86.39	86.39	88.16	88.16	7.5	7.5	0.187
	特 別 職							
市 町 村 長 組 合 員								
特 定 消 防 組 合 員								
船 員 一 般 組 合 員								

※厚生年金保険については、70歳未満の組合員

短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の公務によらない病気やケガ、出産、死亡または災害等に関する給付事業を行っており、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の収入を財源とし、この事業が成り立っています。

平成27年10月からの標準報酬制施行に伴う掛金・負担金収入の減少、また医療費等の支出増大に伴い、28年度は財源率を引き上げざるを得なくなり、また、全国市町村職員共済組合連合会が行う財政調整事業・特別財政調整事業の調整交付金・特別調整交付金を受けて事業運営を行うこととなりました。

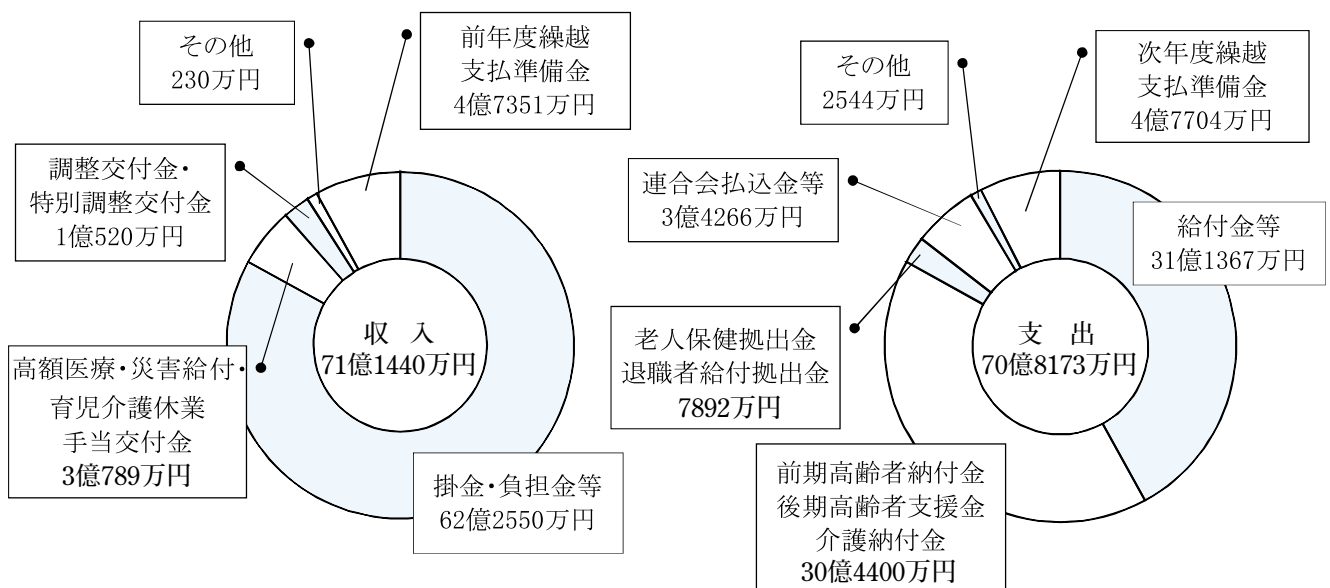
※財政調整事業の詳細につきましては10頁をご参照ください。

○ 標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合 (短期(介護を除く))(一般組合員・市町村長組合員・特定消防組合員)

掛 金	組合員の掛金率 49.19‰	調整交付金 1.00‰	特別調整 交付金 0.84‰
負担金	地方公共団体等の負担金率 51.03‰		

※財源率の詳細については2頁中段の表をご参照ください。

○ 収 支 状 況



厚生年金保険経理

長期給付のうち、厚生年金相当部分の給付にかかる組合員保険料、負担金及び基礎年金拠出金の引取についての経理です（いわゆる1・2階部分相当）。当組合において組合員保険料、地方公共団体負担金を収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

退職等年金経理

旧3階部分（職域年金）の廃止に伴い創設された年金払い退職給付のための経理で、当組合において掛金・負担金を収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

経過的長期経理

長期給付のうち、平成27年9月以前決定の公務障害・公務遺族年金等にかかる地方公共団体負担金を当組合が収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

※財源率については2頁下段の表をご参照ください。

経過的長期預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会が管理する長期給付積立金の一部について、連合会から預託され、貸付経理への貸付等で運用を行っている経理です。

運用益の利息及び配当金の全額を支払利息として連合会へ払い込みます。

○ 収 支 状 況

収 入		支 出	
利 息 及 び 配 当 金	25,680	支 払 利 息	25,680

業 務 経 理

この経理では、主に短期給付及び長期給付の事業を行うための事務費を負担しています。その費用については、地方公共団体の負担金（組合員1人当たり11,170円）、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり2,060円）、連合会からの交付金（厚生年金保険・経過的分（組合員1人当たり5,028円）、退職等年金分（組合員1人当たり514円））により負担されています。

○ 収 支 状 況

（単位：千円）

収 入		支 出	
負 担 金	114,090	事 務 費 等	91,659
連 合 会 交 付 金	56,601	事務費負担金払込金	50,763
利 息 及 び 配 当 金	40	そ の 他	55,684
短期経理よりの繰入金	21,066		
そ の 他	6,424		
計	198,221	計	198,106
本年度差引損益金		115	

保 健 経 理

この経理では、組合員とその家族（被扶養者）の方の健康増進をはかり、保健、衛生知識の向上などに役立ててもらうための事業を行っており、その事業内容及び予算については下記のとおりです。

本年度は保健事業において、歯科系疾患予防、メンタルヘルス系疾患相談に力を入れてまいります。

日頃の健康管理などにお役立ていただくため、たくさんの組合員の皆様にご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 事 業 の 種 類

項 目	事業計画額	概 要
保 健 事 業	人 間 ド ッ ク	135,403
	成人病検診	7,032
	ガ ン 検 診	7,546
	歯 科 検 診	2,315
	妊 婦 検 診	594
		人間ドック補助（組合員・被扶養者）
		診察・血圧・尿・貧血・脂質・肝機能 腎機能・心電図・血糖・その他
		消化器・子宮・乳腺検診補助
		妊婦検診補助（組合員・被扶養者）

項 目		事業計画額	概 要
保 健 事 業	予 防 接 種 助 成	6,516	インフルエンザ・日本脳炎 ワクチン代補助
	健 康 相 談 ・ カウンスリング	1,389	メンタルヘルス電話相談
	そ の 他	278	レセプト審査 外
	小 計	161,073	
特 定 健 診 係	特定健康診査	9,488	
	特定保健指導	7,517	
	小 計	17,005	
保 養 関 係	施設利用助成	23,196	契約施設の利用助成
	小 計	23,196	
体 育 関 係	球技大会助成	2,037	ソフトボール・バレーボール大会助成
	そ の 他	1,065	球技大会諸経費
	小 計	3,102	
図書・広報関係	保健関係図書	139	医療統計資料
	広 報 外	1,178	共済広報外
	そ の 他	400	退職者説明会資料外
	小 計	1,717	
講 座 関 係	文化教養講座	880	健康・教養に関する講演等
	小 計	880	
	合 計	206,973	

宿 泊 経 理

この経理では、組合員及びその家族の保養施設『高知共済会館』の運営を行っています。昨年度、施設の修繕、設備機器の入れ替えを行いまして、ご利用いただいた方々には何かとご不便をおかけいたしました。本年度からは装いも新たに、職員一同、組合員並びにご家族の皆様に喜んでいただける施設となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

皆様のご利用を心よりお待ちしております。

○ 利用計画

(単位：件・円)

区分 部門	1 日 当 り		年 間		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	
宿 泊	50	202,179	18,095	72,380,000	組 合 員 14,400人 そ の 他 3,695人 1人当り平均利用金額 4,000円

(単位：件・円)

部門 \ 区分	1 日 当 り		年 間		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	
宴 会	1	83,198	358	29,785,000	
会 議	3	78,212	995	28,000,000	
食 堂	73	61,494	26,100	22,015,000	
売 店	—	12,570	—	4,500,000	

○ 施設収入の推移状況

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度推計	平成28年度推計
施 設 収 入	169,982	163,661	164,400
対前年度増減	1,241	△ 6,321	739

貯 金 経 理

この経理では、組合員から預け入れのあった大切な資金を安全かつ効率的に運用し、銀行などの一般の預貯金利息よりも、有利な利率で組合員に還元することを目的とした事業を行っています。

日本は今、過去に例を見ない超低金利時代を迎えており、当組合をはじめ、債券による資産運用を行っている諸団体は軒並み資金運用難に直面しております。

そんな状況下ではありますが、当組合におきましては、過去に購入した高利回りの債券も保有しており、本年度における支払利率は、今までどおりの利率を維持できますので、ご安心下さい。なお、資産運用に関しましては細心の注意を払いながら、安全かつ効率的な運用に努めてまいりますので、今後とも共済貯金をよろしく願います。

○ 貯金の種類、支払利率及び現況

(単位：千円)

区分 \ 種類	普 通 貯 金	定 期 貯 金	積 立 貯 金
貯 金 額	45,762	47,322,607	16,829,218
貯 金 者 数 (人)	241	3,127	4,073
貯金者1人当りの貯金額	190	15,134	4,132
組 合 員 加 入 率 (%)	2.4	30.6	39.9
支 払 利 率 (%)	0.5	1.3	1.35

○ 収 支 状 況

(単位：千円)

利息及び配当金外	982,762	支払利息	827,152
翌年度に繰り越す利益剰余金		4,068,845	

○ 資産の構成割合

(単位：千円、%)

資 産 区 分		平成27年度末		平成28年度末	
		見 込 額	構成割合	推 計 額	構成割合
第一号 資 産	株 式 及 び 証券投資信託	0	0.0000	0	0.0000
第二号 資 産	器具及び備品	1,367	0.0021	1,125	0.0016
そ の 他	流 動 資 産	13,655,567	20.8476	16,167,380	23.5278
	金 銭 信 託	0	0.0000	0	0.0000
	貸 付 信 託	0	0.0000	0	0.0000
	有 価 証 券	51,662,720	78.8723	52,372,044	76.2150
	そ の 他	182,107	0.2780	175,634	0.2556
計		65,501,761	100.0000	68,716,183	100.0000

貸 付 経 理

この経理では、経過的長期預託金管理経理からの借入金を原資として、組合員が臨時の支出、住宅の建築、教育費等で資金が必要になったとき、組合員の生活の安定を図るため、その資金を低金利で貸し付ける事業を行っています。

平成28年度は、収入31,923千円に対し、支出40,356千円となっており、当期損失金が8,433千円発生することを見込んでいます。ここ数年貸付件数は減少しておりますが、組合員の皆様にとって身近な貸付制度でございますので、今後ともよろしく願います。

○ 貸 付 の 種 類

(単位：件・千円・%)

種 別		件 数	金 額	割 合
普 通 貸 付		291	212,915	19.13
住 宅 貸 付	住 宅	292	789,805	70.97
	在宅介護対応住宅	13	16,837	1.51
	小 計	305	806,642	72.48

(単位：件・千円・%)

種 類	件 数	金 額	割 合
災 害 貸 付	家 財	0	0.00
	住 宅	16,583	1.49
	小 計	16,583	1.49
特 別 貸 付	医 療	1,000	0.09
	入 学	15,142	1.36
	修 学	48,275	4.34
	結 婚	10,793	0.97
	葬 祭	1,000	0.09
	小 計	76,210	6.85
高 額 医 療 貸 付	1	160	0.01
出 産 貸 付	1	420	0.04
合 計	707	1,112,930	100.00

○ 収 支 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
組 合 員 貸 付 金 利 息	31,723	事 務 費 等	9,220
利 息 及 び 配 当 金	0	支 払 利 息	25,676
そ の 他	200	そ の 他	5,460
計	31,923	計	40,356
本 年 度 差 引 損 益 金		△ 8,433	

物 資 経 理

この経理では、組合員に良い品物を安く提供する当組合独自の流通事業であるほか、自動車購入資金の貸付等、生活の向上に役立つ事業を目的として行っています。平成28年度は、損失金として1,280千円を計上する見込みとなりましたが、今後も利用件数の拡大、物資事業の発展に努めてまいりますので、自動車、物品等ご購入の際には是非ともご利用くださいますようお願いいたします。

○ 収 支 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
商 品 売 上	11,225	事 務 費 等	1,300
受 託 商 品 手 数 料	2,318	商 品 仕 入	10,307
そ の 他	2,330	支 払 利 息	391
		そ の 他	5,155
計	15,873	計	17,153
本 年 度 差 引 損 益 金		△ 1,280	

平成28年度短期財源率が決まりました！

共済組合で行う短期・年金などの給付及び保健事業などに要する費用は、市町村が負担する負担金と組合員のみなさまが負担する掛金によって賄われており、その負担金・掛金を合算したものと標準報酬等との割合を財源率と言います。

医療費等の支出を主とする短期経理の財源率は、医療費等の支出と負担金・掛金による収入が均衡を保つように定めることとなっています。このため、平成28年度に予想される医療費等の支出と組合員のみなさまの総標準報酬月額等により算出を行ったところ、短期財源率は**102.06%**となりました。これは、平成27年度の財源率100.96%と比較し、残念ながら1.10%増加する結果となりました。

財源率を引き上げることとなった主な原因としては、平成26年度に減少をした医療費等の支出が増加傾向に転じ支出が増加したことなどが挙げられますが、最も大きな要因としては、標準報酬制の施行に伴う負担金・掛金収入の大幅な減少が考えられます。

平成27年9月以前は、基本給に対し一律25%の諸手当があるものとみなす手当率制により負担金・掛金を算出していましたが、平成27年10月以後は実際の手当の実額に応じた標準報酬により算出する方法に変更となりました。

高知県の特徴として、地域手当の支給がないことや、共働き率が高いことによる配偶者の扶養手当該当者が少ないことなどの理由から、従前の手当率は確保できず、平成26年度決算に対する平成28年度予算の負担金・掛金額の比較（※）において、△467,844千円の大幅な減収見込みとなりました。

また、このような短期経理の財政状況の悪化に伴い、平成28年度は再び全国市町村職員共済組合連合会の財政調整事業及び特別財政調整事業の適用となりました。これにより組合員のみなさまの**掛金率は1.84%抑制され**49.19%（ $102.06\% \div 2 - 1.84\%$ ）となり、平成27年度と比較し1.29%減少することとなります。ただし、同事業が適用されるということは、全国の他の市町村職員共済組合と比較し、短期経理財政が健全な状態ではないということになりますので、当組合は財政安定化に向け各種事業の実施が義務付けられることとなります。

具体的には、生活習慣病対策事業やジェネリック医薬品の普及促進事業などを実施することとなりますが、中でも特定健診に係る特定保健指導に関しては、一定の利用率を達成することで後期高齢者支援金に対する減免措置（インセンティブ）が設けられており財源率の抑制に直接的な効果が期待されます。さらに、ジェネリック医薬品の使用率においても同様の減免措置が検討されているところです。

その他、さまざまな保健事業をコラボヘルスにより実施していく予定としておりますので、組合員のみなさまにおかれましては積極的にご参加をいただくことにより、短期経理の財政安定化に向けてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

※ 平成27年度は手当率制と標準報酬制が混在していることから、純粋な比較を行うために平成28年度予算と平成26年度決算の数値を使用しています。

新しく組合員になられた皆様へ

共済組合をご存知ですか？

共済組合は、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を目的として設けられている組織です。この目的を達成するために、皆様のお役に立つ事業を行っています。ぜひ共済組合制度をご理解いただき、ご利用していただきたいと思えます。

共済組合の事業について

- ①短期給付事業 組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行います。
- ②長期給付事業 組合員の退職・障害又は死亡に際して、年金または一時金を支払うための受付審査と年金相談を行います。
- ③福祉事業 組合員とその家族の健康教育、特定健康診査などの健康保持増進事業などを行います。

- ◎保健事業 短期人間ドック、施設利用助成、健康セミナー等の事業を行っています。
- ◎貯金事業 組合員の皆様からお預かりしたお金を運用し、一般の預金よりも有利な利息を支払う「共済貯金」を行っています。
 <普通貯金(0.5%) 積立貯金(1.35%) 定期貯金(1.3%)>
- ◎貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付等を行っています。
- ◎物資事業 共済組合が指定する店で、安価にかつ月賦により購入することができます。
 自動車購入資金の立替、旅行費用の立替なども行っています。
- ◎宿泊事業 高知共済会館にてレストラン、宿泊等の事業を行っています。

◇ 組合員証・組合員被扶養者証は大切にしましょう

新しく組合員になられた方には「組合員証」「組合員被扶養者証（認定された場合）」が共済組合より交付されます。

組合員証・組合員被扶養者証は、資格を証明するもので保険医療機関で診療を受けるときに必要になりますので、大切に取扱ってください。

被扶養者に異動はありませんか？

4月には、就職や退職、移転などご家族の異動が多い時期です。被扶養者に異動があった場合は、認定や取消の手続きが必要となりますのでご注意ください。

1 被扶養者の取消手続きが必要な場合

- (1) 被扶養者が他の健康保険等の被保険者、またはこれらの者の被扶養者となったとき
- (2) 恒常的な収入として一定以上の収入（年額130万円、ただし、障害を事由とする公的年金等受給者または60歳以上の公的年金受給者については180万円）を得ることとなったとき
- (3) 父母の場合、父母双方の収入の合算額が一定額を超えたとき
- (4) 組合員において事実上扶養しなくなったとき

【特に注意が必要な事例について】

[事例1]

被扶養者である子供が、大学を卒業して4月1日から就職したが、給与が月15万円支給されているものの、就職先には健康保険の適用がない。引き続き被扶養者認定は可能か？

健康保険の適用がない場合でも、就職の時点から月額15万円の収入が発生し、認定基準額である月額108,333円を超えますので、就職日をもって認定の取消となります。

[事例2]

被扶養者である両親と4月1日から別居となったが、両親は収入が少なく、組合員が仕送りをしている。引き続き被扶養者認定は可能か？

別居の被扶養者の認定には、組合員から被扶養者への援助が、1人当たり3万円以上かつ被扶養者の合算収入額の1/2以上の実態があること、また、援助を行うことによって組合員世帯が著しく生計費が下がることがない場合に、再認定により引き続き認定できます。

なお、所属所からの扶養手当の該当となっている被扶養者については、上記の審査なく認定できます。

[事例3]

夫が平成28年3月31日に退職し、4月から無収入となるが、雇用保険の失業給付を手続きしている。この場合、被扶養者認定は可能か？

失業給付の受給も収入の対象となり、雇用保険の日額3,612円以上、60歳以上の公的年金受給者は日額5,000円以上（停止とならない公的年金を含む）の場合は受給期間中、認定できません。

ただし、退職の翌日から失業給付の受給開始日までの期間及び給付制限期間については認定できます。

2 被扶養者の住所が変更となった場合

被扶養者に住所の異動があった場合、被扶養者の状況によって届けが異なってきます。また、組合員の住所異動により被扶養者と別居となった場合も、下記の状況にあわせて届けていただく必要があります。

(1) 所属所の扶養手当の対象となっている被扶養者の住所異動

- ① 住民票の異動あり…『組合員・被扶養者 異動報告書』で新しい住所を届出ください。
- ② 住民票の異動なし…届出の必要はありません。

(2) 所属所の扶養手当の対象となっていない被扶養者の住所異動

- ① 組合員と別居していた者が同居となった
…『組合員・被扶養者 異動報告書』で住所を届出ください。
- ② 組合員と別居していた者の住所異動（別居のまま）
…『組合員・被扶養者 異動報告書』で新しい住所を届出ください。
- ③ 組合員と同居していた者が別居となった…別居の要件での再認定が必要です。

※ 組合員と同居していた者が身体障害者授産施設、知的障害者厚生施設、老人保健施設等に入所する場合は、届出の必要はありません。

3 被扶養者の再認定について

平成28年3月で22歳の年度末を迎える被扶養者の方につきまして、引き続き組合員との扶養事実があり、扶養手当が有から無に変更になる場合、被扶養者申告書の提出により扶養の再認定が必要となっていますのでご注意ください。

【再認定に必要な書類】

平成28年4月から扶養手当の支給対象とならない被扶養者（子など）が、

(1) 引き続き学生である場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 在学証明書（平成28年4月以降発行のもの）又は学生証の写し
- ③ 組合員の配偶者に収入がある場合は、配偶者の給与明細か確定申告書の写し（配偶者が組合員の被扶養者に認定されている場合は不要）
- ④ 収入がある場合は、収入が確認できるもの（平成27年9月以降分）

(2) 就職が決まらなかったため就労できない場合

- ① 被扶養者申告書
- ② 扶養申立書（民生委員の証明付※）
※ 民生委員の証明のかわりに、住民票でも可（別居の場合、両世帯分）
- ③ 組合員の配偶者に収入がある場合は、配偶者の給与明細か確定申告書の写し（配偶者が組合員の被扶養者に認定されている場合は不要）
- ④ 組合員と別居である場合は、仕送り額がわかるATMの明細、又は通帳の写し等
- ⑤ 収入がある場合は、収入が確認できるもの（平成27年9月以降分）

※ いずれの場合でも、組合員被扶養者証の提出は不要です。

短期人間ドック助成事業を実施します！

本年度につきましても、疾病予防対策事業の一環として、短期人間ドック受診の際の助成事業を、当組合と高知縣市町村職員互助会の共同で実施します。受診希望者の募集については、所属所を通じてすでに3月（新規採用者等の募集は4月下旬を予定）に行っているところですが、申込みをされた方については、以下の点にご注意をいただき、受診くださいますようお願いいたします。

ドック受診時の注意事項

1 自己負担額について

共済組合または互助会の加入状況によって異なりますので、下表をご確認ください。なお、自己負担額とは別に、健診費用合計(32,500円)に対する消費税2,600円を別途負担いただくこととなりますのでご注意ください。

○ 高知市役所の職員以外の方

対象者	年齢	共済組合 負担	互助会 負担	所属所 負担	自己負担	消費税
組合員(会員)	40歳以上及び35歳	14,500円	10,000円	5,000円	3,000円	2,600円
	30歳以上40歳未満 (35歳を除く)	18,500円	10,000円	—	4,000円	2,600円
	30歳未満	22,500円	4,000円	—	6,000円	2,600円
被扶養者 (配偶者以外は40歳以上)	40歳以上	12,000円	16,500円	—	4,000円	2,600円
	40歳未満	7,000円	19,500円	—	6,000円	2,600円
会員	40歳以上及び35歳	—	24,500円	5,000円	3,000円	2,600円
	30歳以上40歳未満 (35歳を除く)	—	28,500円	—	4,000円	2,600円
	30歳未満	—	26,500円	—	6,000円	2,600円
会員の被扶養者 (配偶者以外は40歳以上)	40歳以上	—	28,500円	—	4,000円	2,600円
	40歳未満	—	26,500円	—	6,000円	2,600円

○ 高知市役所の職員の方

対象者	年齢	共済組合 負担	厚生会 負担	所属所 負担	自己負担	消費税
組合員	40歳以上及び35歳	14,500円	10,000円	5,000円	3,000円	2,600円
	30歳以上40歳未満 (35歳を除く)	18,500円	10,000円	—	4,000円	2,600円
	30歳未満	22,500円	5,000円	—	5,000円	2,600円
被扶養者 (配偶者以外は40歳以上)	40歳以上	12,000円	—	—	20,500円	2,600円
	40歳未満	7,000円	—	—	25,500円	2,600円

2 オプションガン検査助成について

婦人ガン（子宮ガン・乳ガン検査の一方または両方）、前立腺ガン、肺ガンのオプション検査を行った場合、ガン検査の種類に応じて一定の助成がありますので下表をご確認ください。なお、助成対象となるのは、婦人ガン検査が30歳以上、前立腺ガン・肺ガン検査が40歳以上の組合員・会員のみ（被扶養者を除く）となりますのでご注意ください。

特別希望検査項目	区 分				自己負担
	組合員（会員）		会 員		
	共済組合負担	互助会負担	共済組合負担	互助会負担	
子宮ガン・乳ガン検査の一方 または両方を受診した場合	上限 2,000円	—	—	上限 2,000円	助成額との 差 額
前立腺ガン検査を受診した 場合	上限 1,000円	—	—	上限 1,000円	助成額との 差 額
肺ガン検査（胸部ＣＴ）を 受診した場合	上限 4,000円	—	—	上限 4,000円	助成額との 差 額

※ オプション検査額は健診機関によって異なりますので、詳細については直接健診機関までお問い合わせください。

3 脳ドック助成（互助会会員のみ）について

オプション検査で脳ドックを受診された際には、受診費用から消費税を差し引いた金額の1/2（上限10,000円）を助成しています。ただし、対象者は互助会の会員のみ（被扶養者を除く）となり、受診後、領収書を添付して請求書を提出する必要があります。（※脳ドックについては、人間ドックのオプションだけではなく単独の脳ドック受診でも同様の助成があります。）

なお、脳ドックを実施していない健診機関もありますので、人間ドックを受診される際は、事前にお問い合わせをしていただきますようお願いします。

4 特定健診対応について

短期人間ドック助成事業は特定健診対応となっています。具体的には、年度年齢40歳以上及び35歳の組合員の方については、当組合が事業主健康診断（労働安全衛生法第66条）の委託を所属所より受けて（高齢者の医療の確保に関する法律第21条第2項）おり、その健康診断の結果を特定健診の記録として提供を受けることができる（高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項）ことから、特定健診の対象となる40歳以上の組合員及び被扶養者については、「人間ドックの受診＝特定健診の受診」となります。

人間ドック受診者が、この特定健診の受診の要件を満たしていただくためには、ただ受診をするだけでなく、健診結果等の内容について、医師または保健師・管理栄養士等から説明を受けていただく必要があります。このため、人間ドック受診後の医師等との面談については、キャンセルをせずに必ず受けてください。

5 特定保健指導について

短期人間ドック助成事業は特定健診対応となっていることから、健診結果の内容によって実施される特定保健指導についてはセット事業となっています。このため、人間ドックの受診後、対象となった方については、必ず特定保健指導をご利用ください。

なお、「忙しくてできない」「自分で行う」等の理由で、特定保健指導を利用できない旨申し出られる方もいますが、当該理由は厚生労働省の定める対象外者とはならないため、その点ご理解の上、特定保健指導をご利用いただきますようお願いいたします。

以下の健診機関では、人間ドック受診当日から特定保健指導を利用できますのでご活用ください。

○高知検診クリニック ○いずみの病院 ○高知県総合保健協会 ○高知西病院
○須崎くろしお病院 ○JA高知健診センター（保健指導は高南メディカルが行います）

また、人間ドック受診当日から特定保健指導を利用されていない方については、所属所を通じて利用券の配付を行うこと等により特定保健指導を利用いただくことになりますので、保健指導情報を所属所に提供することとなります。その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

6 申込み時の同意事項について

人間ドックに申込みされる方は以下の事項に同意いただくこととなりますのでご了承ください。

(1) 年度年齢が35歳及び40歳以上の組合員

- ① 短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生法第66条による健康診断を事業主である貴所属所長からの委託に基づき代行するものであること。
- ② 労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存するとともに所属所長に通知すること。
- ③ 保健指導の対象となった場合は、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果を保健指導委託機関に提供し、保健指導結果についても当組合において継続的に保存するとともに必要に応じて所属所長に通知する場合があること。

(2) 年度年齢が40歳未満（35歳を除く）の組合員

短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存するとともに所属所長の求めに応じ提供する場合があること。

(3) 年度年齢40歳以上の組合員の被扶養者

- ① 短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存すること。
- ② 保健指導の対象となった場合は、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果を保健指導委託機関に提供し、保健指導結果についても、当組合にて継続的に保存するとともに必要に応じて所属所長に通知する場合があること。

(4) 年度年齢40歳未満の組合員の被扶養者

短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存すること。

7 キャンセル等について

人間ドック申込み後の日程変更・キャンセルについては、直接健診機関に申し出てください。また、健診機関の変更は原則として受け付けておりませんが、特にやむを得ない事情がある場合は、その旨

当組合まで申し出てください。

なお、健診機関によっては、当日連絡がないままキャンセルされる事例が多く発生しているようです。健診機関のスケジュールの都合もありますので、キャンセルされる場合は事前に余裕をもってご連絡いただきますようお願いします。

8 成人病精密検査（事業主健康診断）との重複受診について

年度年齢40歳未満（35歳を除く）の組合員の方が、事業主健康診断を当組合の契約健診機関において受診した場合、疾病予防対策事業の1つである成人病精密検査事業の該当となり、その健診費用の全額が助成されます。

しかしながら、短期人間ドック助成事業と成人病精密検査事業の両方を利用することはできないこととなっているため、人間ドックの申込みをされている方が事業主健康診断を受診される際は、その健診機関が当組合の契約健診機関かどうか確認の上受診をされるか、人間ドックの受診をキャンセルしていただきますようお願いします。なお、当組合の契約健診機関は以下をご確認ください。

重複受診となった場合については、成人病精密検査の費用を所属所にご負担いただくこととなり、後日、当組合から返還依頼を行うこと等により対応することとなりますのでご注意ください。

○仁淀病院 ○土佐市民病院 ○四万十市立市民病院 ○中村クリニック
○高知県総合保健協会 ○勤労クリニック ○大井田病院

～任意継続組合員制度の見直しについて～

- ① 任意継続組合員の標準報酬月額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額の計算方法の見直しが行われました。

＜旧＞毎年 1月1日における短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の平均標準報酬月額

＜新＞毎年 9月30日（※）における 任意継続組合員を含めた短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の平均標準報酬月額

※ 平成28年度においては平成27年10月1日が基準日となります。

- ② 任意継続組合員の標準報酬月額に係る軽減措置（※）の見直しが行われます。

【廃止】 平成28年7月1日以後の退職者から適用

※ 任意継続掛金計算の基準となる退職時の標準報酬月額について、組合員期間が15年以上であり、かつ、退職時の年齢が55歳以上の者で55歳となった日以後初めての退職である場合は、退職時の標準報酬月額から百分の20を控除した額を報酬とみなして求めた標準報酬月額とする。

データヘルスのお話②

前回の広報からはじまりました「データヘルスのお話」ですが、今回はジェネリック医薬品希望カードを配付させていただいていることや、かかりつけ薬局に関するコラムなどにコラボしまして、今回は「調剤」…いわゆるお薬の医療費の状況について取り上げてみます。

医薬分業

調剤医療費状況の説明の前に、現在の日本のお薬事情について分析してみましょう。

ひと昔前の日本では、薬と言えば調剤薬局ではなく病院でもらうことが一般的でした。現在でいうところの院内処方というものです。しかし、実は1870年代にはすでに日本においてもドイツを見習って医薬分業が始まっていましたが、実際には医師の調剤を特例として国が認めてしまっていたため事実上形骸化をしていました。薬の利益率が非常に高かったことから、医療機関が「薬漬け医療」で利益を得るといったことが蔓延したこともその理由の1つとされています。

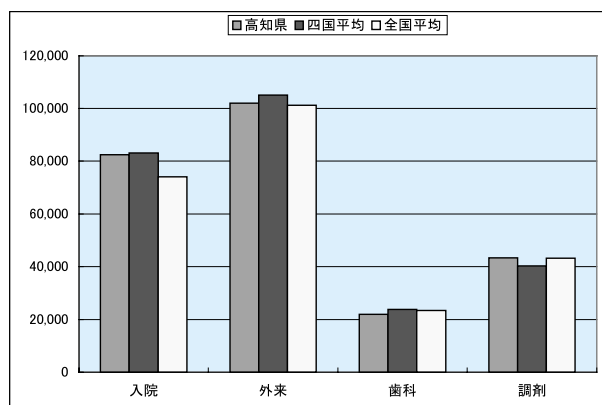
そういった状況を打開するために、当時の厚生省が薬価改定により薬で利益が出ない仕組みを構築すると同時に、院外処方箋を発行する価格を高く設定する利益誘導を行ったことで1990年代から医薬分業が徐々に進められ、平成25年度においては約67%の分業率となっています。

意外と低い分業率ですが、ちなみに分業の最大のメリットとしては、「ジェネリック医薬品の処方による自己負担の軽減」が挙げられます。しかし、院内処方をしているほとんどの医療機関はジェネリック医薬品を置いておらず、そのメリットの恩恵を得られないというのが実情のようです。

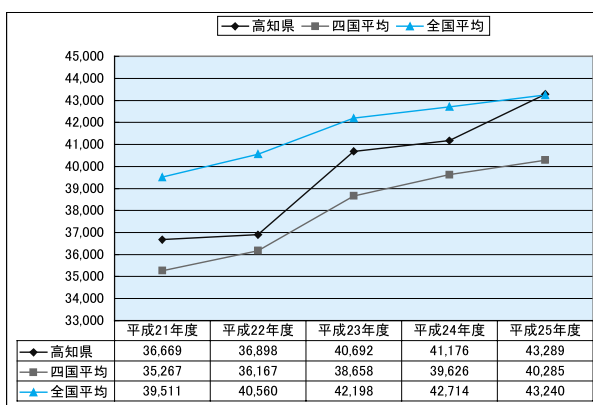
調剤医療費の状況

それでは高知県の調剤医療費の状況どうなっているのでしょうか？組合員1人当たり金額について、全国・四国平均との比較とあわせて経年変化について見てみましょう。

平成25年度組合員1人当たり金額の内訳



調剤に係る組合員1人当たり金額の経年変化（単位：円）



調剤医療費は、医療費全体の約1/5弱を占めていますが、平成25年度の組合員1人当たり金額においては、入院・外来・歯科がすべて四国平均を下回っているのに対し、調剤のみが上回っている状況です。平成21年度からの経年変化においても、全体的に増加傾向にある中で常に四国平均を上回っており、平成25年度には全国平均をも上回ることでなりました。

ただし、全国平均を上回るといってもほぼ同じ水準であり、決して悪いという状況ではないのです。

が、四国平均とは随分差がありますし、調剤のみ金額が高いというのも特徴的です。残念ながら、この原因についてははっきりとは分かっていませんが、医薬分業のところで話をした「薬漬け医療」の傾向が他県よりも強く残っているのか、ジェネリック医薬品の普及がうまく進んでいないなどの理由があるのかもしれませんが。

ジェネリック医薬品

調剤医療費の抑制に最も効果的なのは、至極当然ではあるのですが、使用する薬をジェネリック医薬品へ切替えることです。それでは高知県のジェネリック医薬品の使用率はどうなっているのでしょうか？

平成 26 年 5 月診療分のジェネリック医薬品使用率全体集計比較

(単位：％)

		高知県		全国平均	
		使用割合	薬剤費割合	使用割合	薬剤費割合
全 体		44.62	27.40	48.47	29.89
	組 合 員	49.62	30.22	52.59	33.10
	被扶養者	38.51	24.07	44.27	26.54

残念ながら全国平均と比較して大きく水をあけられてしまっている状況です。特に被扶養者の使用率に低い傾向が見られます。このため、共済組合ではジェネリック医薬品の使用率の向上を目的として、年2回ジェネリック医薬品差額通知を一定の条件の方に送付し、ジェネリック医薬品への切替えを勧奨しています。

平成 26 年 3 月送付差額通知に対する平成 26 年 4 月～27 年 3 月診療に係る切替状況

(単位：人、％)

	発送人数	切替あり		切替なし		レセプトなし		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
全 体	1,716	346	20.16	1,233	71.85	137	7.98	
	組 合 員	885	195	22.03	621	70.17	69	7.80
	被扶養者	831	151	18.17	612	73.65	68	8.18

差額通知の送付者に対し約20%の方が切替えを行った結果、平成26年度の1年間で約340万円の調剤医療費の削減となりました。まだまだ金額的にはわずかですが、少しずつ成果があらわれているという状況です。

ジェネリック医薬品差額通知の送付については、今月号の別の記事でもご紹介をさせていただいていますが、お手元に届きました場合は、ぜひ切替えにご協力をお願いします。

分析・対策

最後に、どのような理由で被扶養者のジェネリック医薬品の使用率に特に低い傾向が見られるのかについて分析してみましょう。

もともと被扶養者の調剤医療費は、就学前の子どもが大きな割合を占めています。就学前の子どもは、基本的に公費により自己負担がありませんので、ジェネリック医薬品かどうかについて保護者の方があまり関心を持たないのかもしれませんが。また、院内処方をする小児科が他県よりも多い可能性なども考えられます。

対策としては、院内処方をする病院はできるだけ避け、かかりつけの調剤薬局を持つこととあわせて、ジェネリック医薬品希望カードを提示いただくことが重要となってきます。

自己負担がないことからどうしても無関心になりがちですが、ひとつひとつの積み重ねが医療費の削減につながりますので、ご協力のほどをよろしくお願いします。

ジェネリック医薬品のお知らせの見方

高知県市町村職員共済組合

平成 28年 3月 1日 作成

共済 太郎
(1234- 0- 5678)
ご家族の 共済 花子 様にお渡しください

共済 花子 様が平成27年11月 処方分を
すべてジェネリック医薬品に切り替えた場合

ジェネリック医薬品のお知らせ

最大 1,281 円 軽減可能です

平成27年11月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局／病院名／先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	軽減可能額 ※③	切替後 支払額
本町薬局							
ヒルドイドソフト軟膏0.3%	26.00	100.0g	¥780	セラロイズ軟膏0.3%	シオノ	¥558	¥222
				ヘパダー軟膏0.3%	共和薬品	¥516	¥264
				クラドイド軟膏0.3%	陽進堂	¥516	¥264
クラリチンレディタブ錠10mg	99.40	30.0錠	¥895	ロラタジンOD錠10mg「サンド」	サンド	¥359	¥536
				ロラタジンOD錠10mg「サワイ」	沢井	¥300	¥595
				ロラタジンOD錠10mg「トーワ」	東和薬品	¥300	¥595
ネリゾチユニバーサルクリーム0.1%	31.20	40.0g	¥374	ユートロンユニバーサルクリーム0.1%	辰巳	¥235	¥139
				デルゾチユニバーサルクリーム	東光		
計			¥2,230	右は全ての薬剤を差額の幅の 最も大きいものに切り替えた場合の金額です			
						¥1,281	¥949

A ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、軽減可能な最大金額を表示しています。

B 受診された年月を表示しています。

C Bの月に実際に処方された医薬品を表示しています。

D Cに対して切り替え可能なジェネリック医薬品を表示しています。

※軽減効果の大きい順に最大3つ表示されます。

E Bの月に支払った金額を表示しています。

※技術料等が含まれるため、窓口で実際に支払った金額とは異なる場合があります。

F Dのジェネリック医薬品のうち、差額の幅の最も大きいものに切り替えた場合の金額の合計を表示しています。※Aの金額と同一になります。

G 切り替え後の支払額を表示しています。

「ジェネリック医薬品のお知らせ」に関するお問い合わせ先

◆高知県市町村職員共済組合 保険課 保健医療係 TEL 088-823-3214

ジェネリック医薬品に関するお問い合わせ先

◆日本ジェネリック医薬品学会ホームページ かんじゃさんの薬箱 <http://www.generic.gr.jp>

◆医薬品医療機器総合機構(くすり相談窓口) TEL 03-3506-9457

◆日本薬剤師協会(くすり相談窓口) TEL 03-3353-2251

「ジェネリック医薬品のお知らせ」を送付しました

共済組合では、医療費の適正化および短期給付財政の安定を目的として、ジェネリック医薬品の普及・促進に取り組んでいます。

このたび当共済組合では、みなさまの家計への負担を軽くするとともに医療費の削減を目的として「ジェネリック医薬品のお知らせ」を3月下旬に対象の方へ送付しました。

ジェネリックってなに？

薬の成分が同等で安価なお薬です。先発医薬品（新薬）の特許期間（20～25年）が満了し、他会社が同じ成分で開発した後発医薬品です。

効き目や安全性は？

厚生労働省が定めた厳しい試験により、有効性・安全性は認められています。また、先発医薬品（新薬）と同様に薬事法の規制に従い開発・製造・販売されています。

そんなに安い？

ジェネリック医薬品は先発医薬品（新薬）の3～5割です。開発年数・開発費がかからないからこそのお値段なのです。

「ジェネリック医薬品のお知らせ」とは？

現在処方されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい自己負担が軽減できるかをお知らせする通知です。

送付対象者

平成27年7月診療分～平成27年12月診療分において、組合員とその被扶養者が調剤薬局や医療機関で処方された薬で、ジェネリック医薬品に切り替えることで、切り替え前に比べて1ヶ月分の差額が400円以上見込まれる方。

ジェネリック医薬品に切り替える時の注意点

どの薬にもジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師が治療上の方針によりジェネリック医薬品が適切ではないと判断した場合等にも切り替えることはできません。

まずは、医師・薬剤師に相談してみましょう。

また薬へのアレルギーなどの体質をあらかじめ知ってもらえると、医師が処方した薬でアレルギーを起こしそうな場合、医師に照会して薬を変更してもらうこともできます。

ジェネリック医薬品について 相談したいときも心強い味方

ジェネリック医薬品をご存じですか？ 新薬の特許期間が切れてから、新薬と同じ薬効成分でつくられた薬のことで、開発期間が短く、開発費が安いため、多くは新薬より安価で提供されています。みなさんの薬代の負担を軽くするためにも、医療保険の健全化のためにも、その使用が促進されています。

ジェネリック医薬品に変更したいときは、処方せんを薬局にもっていったとき、薬剤師に相談すればよいのです。全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんが、その有無についても調べてもらえます。

もちろん、医師がジェネリック医薬品への変更不可としている場合は、そのように説明してもらえます。

出入り口付近にジェネリック医薬品推奨薬局のシールが貼つてある薬局なら、ジェネリック医薬品を積極的に使っていることがわかりますが、それ以外の薬局でもまずは相談してみましょう。

かかりつけ薬局には どんな薬局がいいの？

- ① 自宅または勤務地に近いところにある（単身者でなければ自宅の近くがよい）。
- ② 服薬の回数や方法、症状が治まったときの対処などについてわかりやすく説明してもらえる。
- ③ 薬のことはなんでも相談できる。

かしこいかかりつけ薬局の利用法

1 まずはかかりつけ薬局を決めよう

医療機関ごとに別の薬局を利用しているなら、まずは自分のかかりつけ薬局を決めましょう。



2 お薬手帳を活用しよう

処方された薬の説明を記入してもらうだけでなく、その薬を飲んだときにアレルギーが出たことなどを記入しておけば、薬のトラブルが防げます。また災害時などにも役に立ちます。



3 薬が余っているときは 申し出よう

飲み忘れた薬がたまっているようなときは、薬の無駄を出さないためにも申し出ましょう。



4 飲み合わせや食べ合わせ について相談しよう

処方薬同士であれば薬剤師から説明されますが、市販薬やサプリメント、嗜好品、食べ物などと飲み合わせが悪い薬もあります。



- ④ 必要に応じて医師に確認してもらえ。
 - ⑤ 長時間待たないで済む。
 - ⑥ 明るく、清潔感がある。
- こういった条件が整っていれば、かかりつけ薬局としては安心です。
- なお、医師が処方した処方せんは、処方された日を含めて4日間が使用期間になっています。処方せんがあれば家族などの代理人でも処方薬は受け取れます。

健康と医療

かかりつけ薬局をもとつ！

「かかりつけ薬局」をもっていますか？ 「かかりつけ薬局」とは、たくさん診療科にかかっているあなたに薬をチェックしてくれる薬局のこと。薬に関することならなんでも相談できる薬のプロ・薬剤師が、あなたの薬歴を管理し、薬のトラブルを防いでくれます。

監修

社団法人日本薬剤師会
相談役 秋葉 保次



診療科は複数でも かかりつけ薬局はひとつ

かかりつけ薬局とは、左記のような薬局のことです。

- 処方薬の調剤を受け付けている（処方せん受付、保険薬局、保険調剤、基準薬局などと表記されている）薬局
- いつも調剤してもらっており、過去の薬歴や病歴を把握してくれている薬局
- 患者の体質やアレルギーなどを把握してくれている薬局

つまり病気になったらかかりつけ医に行くように、薬が処方されたらいつも調剤してもらうかかりつけの薬局ということです。

治療を受けるのはかかりつけ医はもちろん、大きな病院で専門的な治療を受けることも、かか

りつけ医では受けられない診療科の治療を受けることもあるでしょう。その場合でも薬を調剤してもらう薬局をいつも同じにしておくことが、本来の意味で「かかりつけ薬局を決めている」ということです。

どこの医療機関でも同じ薬局でかかることで、複数の医療機関で出された薬の飲み合わせをチェックしてもらえたり、過去に薬のアレルギーなどのトラブルがないかをチェックしてもらえたりします。薬によっては、薬と同時に摂ってはいけない食べ物などがありますが、このような点についても説明してもらえます。

例えば内科でも歯科でも痛み止めを処方されたとします。両方を飲んでしまうと薬の飲み過ぎになってしまう場合でも、同じ薬局にかかることでそれに気がつき、飲み過ぎを防ぐというようなことができるのです。



こころの健康相談事業がはじまります！

近年のメンタルヘルス不調者の増加傾向を受け、昨年の12月よりストレスチェック制度の実施が事業所において義務付けられたところですが、公務員職場においても、過重なストレスが原因と思われるメンタルヘルス不調者が年々増加しており、当組合の傷病手当金の原因疾病の7割以上がメンタルヘルス系疾患によって占められている状況となっています。

このため、平成28年度の新規事業として、「こころの健康相談」を開始することとしました。組合員・配偶者及びそのいずれかの被扶養者の方を対象として、職場や家庭などのお悩みについてカウンセリングを行います。

当組合が委託するティーベック株式会社において、臨床心理士などのこころの専門家が、プライバシー厳守のうえカウンセリングを行いますので、安心してご利用ください。

カウンセリング方法は、電話・Web・面談の3種類により行いますが、受付時間やWebへのアクセス方法などについては下図をご参照ください。なお、電話番号については、お間違えのないようくれぐれもお願いします。

また、各所属所におけるストレスチェック制度実施の際の外部相談窓口としても利用可能となっています。

こころの健康相談【メンタルヘルスカウンセリング】

ご本人と配偶者およびそのいずれかの被扶養者の方々がサービスをご利用いただけます。



0120-336234

通話料無料



<https://t-pec.jp/websoudan/>
ユーザー名: kyosai パスワード: 336234

臨床心理士などの心の専門家が電話・Web・面談によるカウンセリングをいたします。

電話・Webカウンセリング受付時間

- 電話 9:00~22:00 (年中無休)
- Web 24時間・年中無休 (返信は数日を要します)

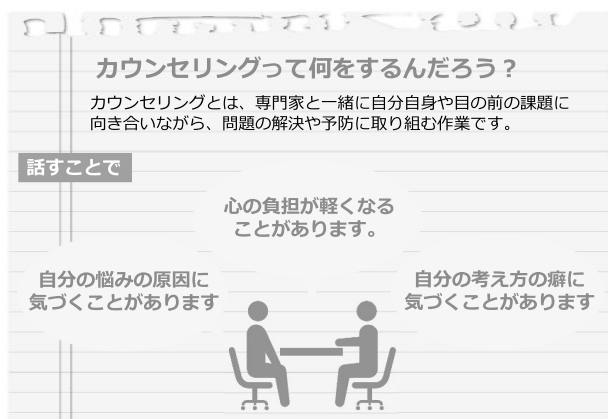
面談カウンセリング予約受付時間

- 電話 9:00~21:00 (土曜日は16時まで)
(日曜・祝日、12/31~1/3を除く)
- Web 24時間・年中無休
(受付後、日程調整のお電話をさせていただきます)

面談カウンセリング

※カウンセリングルーム数は平成26年7月現在

- 年間5回まで無料。
- 全国231か所のカウンセリングルームからご希望の地域のカウンセリングルームを手配いたします。
- キャンセルの際は、土日・祝日、12/31~1/3を除く、前々日17時までにご連絡ください。



皆さんご自身やご家族、同僚の方が悩んでいたら、この相談窓口を勧めてください。

プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。(委託先 ティーベック株式会社)

※ご利用の際の諸条件などがありますので、ご不明点はお問い合わせください。



個人情報の取扱いについて

●本サービスは、ティーベック(株)が業務委託を受けて運営しております。●ティーベック(株)は、面談を伴うサービスを適切に実施するため、ご利用者よりいただく個人情報の取り扱いを面談担当者(本事業提携会社および本事業提携医療機関を含む、以下同じ。)に委託する場合がありますが、十分な個人情報の保護水準を満たす者を選定し、契約を締結するなど必要かつ適切に監督いたします。(個人情報をお知らせいただけない場合は、当該サービスをご提供できない場合があります。)(●ティーベック(株)は、個人情報を超えての目的以外に使用しないことはもとより、ご利用者の同意を得ている場合、法令にもとづく場合、ご利用者本人または第三者の生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合を除き、取得した個人情報を委託先以外の第三者に提供いたしません。●ティーベック(株)は、ご利用者によりご満足いただくため、応対品質の向上を目的として、ご利用者の当社への相談内容等を書面、音声または電子的方法により記録させていただきます。●ご提供いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のお手続きは、「〒110-0005 東京都台東区上野6-6-10 ティーベック(株)個人情報相談窓口責任者(個人情報保護責任者代理)」までお問い合わせ下さい。●当該サービスをご利用いただいた場合は上記の内容をご理解の上、個人情報の取得および提供についてご同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

年金係からのお知らせ

ねんきん定期便に下記のとおり表示誤りがありましたので
 ここにお詫び申し上げるとともにお知らせいたします。

- ①平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の保険料納付額の一部誤り
 - ②平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の標準報酬月額「標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額」の表示に一部誤り
 - ③1月に50歳未満の方に送付した「ねんきん定期便」の年金見込額の一部誤り
- ① 平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の保険料納付額に一部誤りがありました。

【参考例：封書版 ※ハガキ版でお送りしている方は、最近の月別状況のみお知らせしています。】

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、○-3 の											
		この額が誤っています。											
平成15年 (公共)	標準報酬月額	408,000	408,000	408,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	407,000	407,000	407,000	407,000
	標準賞与額	42,228	42,228	101,000	108,270	42,673	42,673	42,673	42,673	891,000	99,987	42,207	42,207
	保険料納付額	42,228	42,228	108,270	42,673	42,673	42,673	42,673	42,673	99,987	42,207	42,207	42,207
平成16年 (公共)	標準報酬月額	407,000	407,000	407,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000
	標準賞与額	42,207	42,207	951,000	42,621	42,621	42,621	42,621	34,447	104,792	34,447	34,447	34,447
	保険料納付額	42,207	42,207	103,851	42,621	42,621	42,621	42,621	34,447	104,792	34,447	34,447	34,447

①

②

①平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料納付額が表示されている方について
 平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料率について、『81/1,000』で保険料納付額を算出すべきところ、
 平成15年3月までの保険料率である『103.5/1,000』で保険料納付額を算出したため、本来の額より大きい金額を表示していました。
 また、平成15年3月以前の地方公共団体の長の期間に関する保険料率についても、誤り(右表参照)がありました。
 上記により保険料納付額の累計額も誤っております。

○地方公共団体の長の期間に関する保険料率誤りの内容

保険料率が誤っていた期間	正しい保険料	誤った保険料
平成元年12月～平成6年11月	91.5/1,000	70.4/1,000
平成6年12月～平成8年11月	103/1,000	79.2/1,000
平成8年12月～平成15年3月	108/1,000	82.8/1,000

②平成15年4月以降の標準賞与額が表示されている方について
 平成15年4月以降の標準賞与額に係る保険料納付額を算出する場合、計算の基礎となる標準賞与額は千円未満の額を切り捨て、保険料納付額を算出するべきところ、千円未満の額を切り捨てないままの標準賞与額を用いて保険料納付額を算出したため、本来の額より大きい金額を表示しており、そのため保険料納付額の累計額も誤っております。
 関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

- ② 平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の標準報酬月額の標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額の表示に一部誤りがありました。

○参考例：H12.8.1～H12.12.31の報酬月額が500,000円、H13.1.1～H13.3.31の報酬月額が510,000円の場合
 封書版 ※ハガキ版でお送りしている方は、最近の月別状況のみお知らせしています。

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、○-3 の											
		誤った表示											
平成12年 (公共)	標準報酬月額	460,000	460,000	460,000	460,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	496,000	496,000	496,000
	標準賞与額	47,610	47,610	920,000	47,610	48,852	48,852	48,852	48,852	53,572	51,336	51,336	51,336
	保険料納付額	47,610	47,610	52,210	47,610	48,852	48,852	48,852	48,852	53,572	51,336	51,336	51,336
		正しい表示											
平成12年 (公共)	標準報酬月額	460,000	460,000	460,000	460,000	472,000	472,000	496,000	496,000	496,000	496,000	496,000	496,000
	標準賞与額	47,610	47,610	920,000	47,610	48,852	48,852	51,336	51,336	56,296	51,336	51,336	51,336
	保険料納付額	47,610	47,610	52,210	47,610	48,852	48,852	51,336	51,336	56,296	51,336	51,336	51,336

標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額は、右表のとおり、期間ごとに定まっています。

標準報酬月額は、ある月の報酬月額が、該当する期間における標準報酬月額の最高限度額を超えていたとしても、その月の最高限度額が標準報酬月額となり、その額を表示すべきところですが、今回、次の①及び②に該当する者の標準報酬月額の表示に誤りがありました。

- ①同じ標準報酬月額の期間が右表の期間区分をまたぐ方
 - ②上記①の標準報酬月額が、またがっている各期間区分の最高限度額を上回っている、または最低限度額を下回る方
- ⇒上記①及び②のいずれにも該当する方の標準報酬月額は、右表期間ごとに最高限度額又は最低限度額が切り替わっていても、切り替わる前の最高限度額または最低限度額が表示されています。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

○標準報酬月額の最高限度額と最低限度額について (単位：円)

標準報酬月額 期間区分	一般職の職員の 最高限度額 (最低限度額)	特別職の 最高限度額 (最低限度額)
S56.4.1～S57.3.31	420,000	
S57.4.1～S59.3.31	440,000	
S59.4.1～S60.3.31	450,000	
S60.4.1～S61.3.31	460,000	
S61.4.1～H1.12.31	376,000 (55,000)	470,000 (68,000)
H2.1.1～H6.11.30	424,000 (64,000)	530,000 (80,000)
H6.12.1～H12.9.30	472,000 (74,000)	590,000 (92,000)
H12.10.1～H27.9.30	496,000 (79,000)	620,000 (98,000)

③ 1月に50歳未満の方に送付した「ねんきん定期便」の年金見込額に一部誤りがありました。

【参考例：ハガキ版 ※封書でお送りしている方は、若干レイアウトが異なります。】

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

加入実績に応じた年金額(年額)		保険料納付額(累計額)
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料(第1号被保険者)
	000,000 円	000,000 円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	000,000 円	000,000 円
	000,000 円	000,000 円
	000,000 円	000,000 円
(1)と(2)の合計		000,000 円

この額が
誤って
います。

公務員厚生年金期間の老齢厚生年金の額に、経過的職域加算額(※)が含まれていませんでした。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

正しい経過的職域加算額を含む公務員厚生年金期間にかかる年金見込額は、表示された額からおおむね1.1～1.2倍の額となります。

※経過的職域加算額

被用者年金制度一元化前の共済年金制度において、公務員の職務の特殊性に鑑みて加算されていた職域加算分に相当し、その額は、平成27年9月までの組合員期間を基に計算され、同期間における老齢厚生年金の額の20%の額(組合員期間が20年未満の方は10%の額)とされています。

問い合わせ先 高知県市町村職員共済組合 年金課
TEL 088-823-3212

当年10月から年金払い退職給付に係る基準利率 及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値 が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



新たな地共済年金情報Webサイトがリニューアルされました

新たな地共済年金情報Webサイトは、被用者年金制度の一元化を踏まえた以下の内容で、リニューアルされました。

なお、平成27年3月31日まで稼働しておりました従前の地共済年金情報Webサイトにてご利用いただいていたユーザID・パスワードについては、失効しておりますので、再度利用申込する必要があります。

●閲覧できる内容

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額(※1)
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

●利用できる方

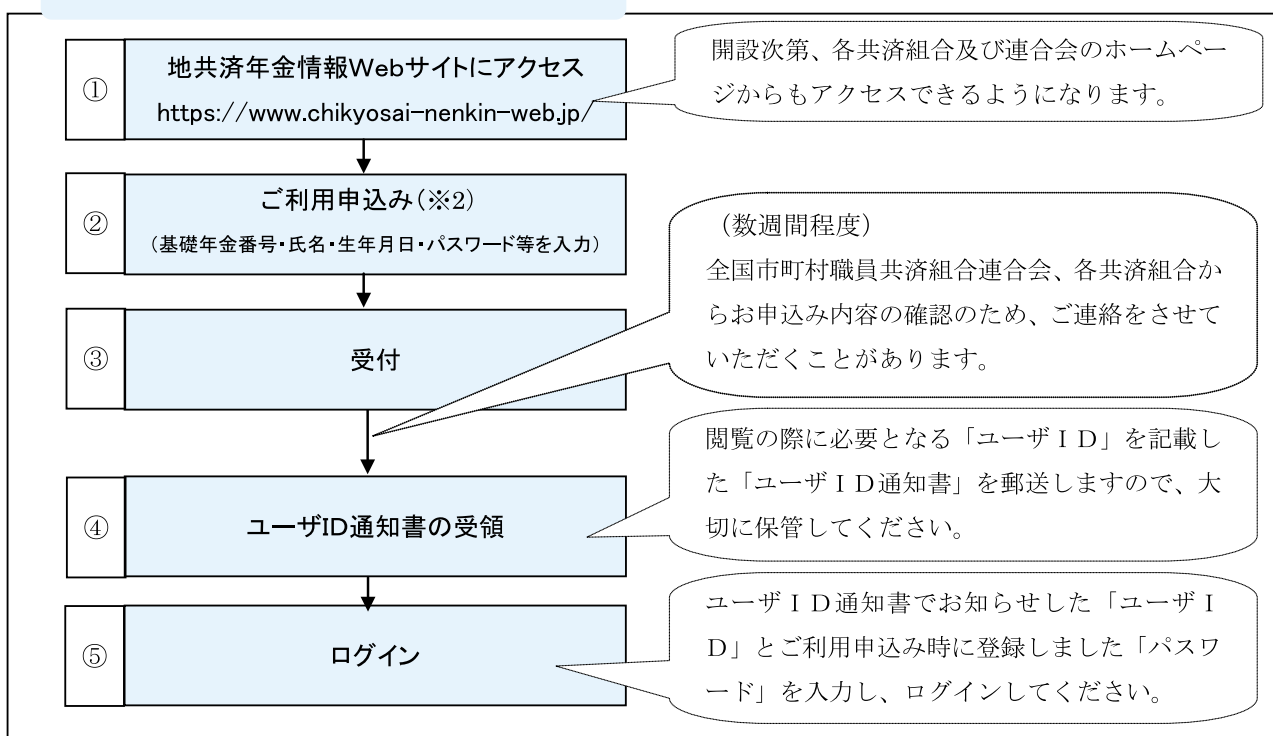
- ①組合員
- ②組合員であった方

●ご利用時間

毎日24時間365日まで
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに、法律で定められた年齢での年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

◆閲覧までのおおまかな流れ



※2 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをお願いします。

●相談窓口 (Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

☎ 03-5210-4607 (9時~17時(土・日・祝日を除く))

貸付事業からのお知らせ

被用者年金制度の一元化等に伴い当共済組合の貸付事業に係る規程等の一部を改正しました。

～この改正は、平成27年10月1日から適用されております～

- 平成27年10月から標準報酬制に移行されましたが、貸付限度額は従前どおり「給料月額(本俸)」を基に計算します。
- 特例適用前の貸付利率をそれぞれ次のとおり引き上げました。
 - ・ 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付 年4.36%→年4.46%
 - ・ 災害貸付 年3.63%→年3.72%
 - ・ 在宅介護対応住宅貸付 年4.1%→年4.2%

※現在の貸付利率は、それぞれ特例適用後の利率2.66%、2.22%、2.40%に設定しておりますが、その利率に変更は無いため、本改正に伴って皆様にご利用いただく貸付の取り扱いに影響はございません。

平成28年の貸付送金スケジュールについて

月	第1回		第2回		第3回	
	決定通知 送付日	送金日	決定通知 送付日	送金日	決定通知 送付日	送金日
4	12	15	15	21	22	27
5	10	17	17	23	24	30
6	10	15	14	21	24	29
7	12	15	19	22	22	28
8	12	17	16	23	23	30
9	9	15	16	23	23	29
10	11	18	18	24	25	28
11	11	16	15	22	22	29
12	9	15	16	21	20	27

※ 第1回、第2回貸付振込は普通（借換えを除く）、入学及び修学貸付に限られます。

※ 普通の借換えについては第3回のみの送金です。

お問い合わせは、所属所の共済組合事務担当者、
もしくは下記の共済組合の福祉企画課貸付係までご連絡ください。

共済組合 福祉企画課 貸付係 TEL：088-823-3215

貯金係からご案内

毎月の給料やボーナスから控除される、便利な積立貯金をご存知ですか？
この機会にぜひ、加入をご検討ください。

年利 1.35%
(平成28年4月現在)
積立貯金新規加入者には
クオカード進呈中!
※初回加入時のみ

積立方法

- ◆定例積立
 - ◆賞与（ボーナス）積立
 - ◆臨時積立…随時預入れ可能。(窓口で現金の預入れ、または銀行振込)
- ※四国銀行・高知銀行から手数料無料で送金できる共済貯金専用の振込用紙をご利用ください。
振込用紙は所属所の共済組合事務担当係にあります。

一部払戻

「積立貯金一部払戻請求書」に必要事項を記入、押印し、所属所の共済組合事務担当係へ提出してください。

- ◆一部払戻：毎月2回設定 ※どちらか1回のみ
- ◆送金先：共済組合へ登録されている口座
- ◆締切日と送金日：共済広報1月号でご確認ください。

(注意)締切日は当日必着完備（FAX不可）の取扱いとなります。不備による再提出が締切日を過ぎますと次回に繰り下げとなりますので、お急ぎの場合などは早めの提出をお願いします。
※書類不備例:お届出印と相違・印が不鮮明・残高不足・金額訂正等です。確認のうえ、送付ください。

是非この機会に簡単・便利・安心で有利な積立貯金をご利用ください!!

※ご希望の方は下段の申込書に必要事項をご記入の上、共済事務担当者までご提出ください。

〈 キ リ ト リ セ ン 〉

積立貯金加入申込書

平成 年 月 日

所属所名											届出印				
フリガナ															
氏名															
所属所証番号				性別		生年月日									
				—				男・女	昭・平成		年		月		日

副印

積立開始年月※1			
	年		月

定例積立額（毎月）※2			
			円

賞与積立額（6月）※2			
			円

賞与積立額（12月）※2			
			円

※1 その月の15日までに申込書が到着すれば、翌月の給料から積立開始できます。

※2 積立額は1,000円以上の整数倍で記入してください。

【ご注意】既に積立をしていて毎月の金額等を変更する場合は、積立金額変更届書をご提出ください。

4月に「貯金現在残高通知書」を発行します

共済貯金加入者の皆様へ、年2回(4、10月)「貯金現在残高通知書」を発行しております。
今回お届けする通知書には、10～3月分の共済貯金の積立額等を記載しておりますのでご確認ください。

通知書の見方

例)

期中の合計積立額 (積立額合計－払戻額合計) 10～3月分		期中分の利息額 (半年複利・日割り)		利息に対する税額 (国税15.315%＋地方税5%)	
28 年 4 月 22 日作成					
所属所名 ○ ○ 市					
氏 名 共 済 花 子 様					
税区分	28.3.31 の残高 円	=	27.9.30 の残高 円	+	差引積立額 円
課税	1,268,660		1,191,877		70,000
			+	税込利息額 円	8,511
			- 所得税額 円 1,728		
決 算 日	利 率 (%)	税 率 (%)	非課税限度額 (万円)	お 積 立 等 明 細	
28.3.31	1.35	20.315		日付	種別
				金額(円)	金額(円)
				27.10.25	定例積立 20,000
				27.11.25	定例積立 20,000
				27.12.25	定例積立 20,000
				27.12.25	賞与積立 50,000
				28.1.25	定例積立 20,000
				28.2.25	定例積立 20,000
				28.3.15	一部払戻 100,000
				28.3.25	定例積立 20,000
(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引					

期中入払

定例積立 毎月の給料から一定額を天引きしています。

賞与積立 6、12月のボーナスから一定額を天引きしています。

一部払戻 期中に出金があったものが表示されます。

まとまったお金を有利にふやす定期貯金のご案内

・新規加入…随時

※貯金加入申込書の提出が必要です。
(積立貯金をご利用の場合は不要)

・預入方法…窓口にて直接現金をお持ちいただくか、四国銀行・高知銀行から送金。

・申込金額…10,000円以上

・期 間…1年満期 (自動継続)

・解 約…随時

※満期日以外の解約は、預入日または自動継続日から解約日までには中途解約利息となります。

・窓口現金お取扱時間

入金 : 8:30 ~ 15:00

出金 : 9:30 ~ 15:00

※12:00 ~ 13:00はお昼休みをいただいております。

年利 **1.3%**
(平成28年4月現在)

税引前利率 年1.3%

据置プラン例

(単位: 円)

	1年	2年	3年	5年	10年
100,000	101,036	102,083	103,141	105,289	110,859
300,000	303,108	306,248	309,421	315,866	332,573
500,000	505,180	510,414	515,702	526,443	554,284
700,000	707,252	714,579	721,982	737,017	775,991
1,000,000	1,010,360	1,020,827	1,031,402	1,052,883	1,108,562

※年複利 20.315%分離課税扱

自動車購買立替金制度をご存知ですか

※ 申込額が50万円を超える場合は、連帯保証人が必要です。(連帯保証人は組合員期間1年以上の方)

自動車購買立替金は、自動車だけでなくバイクもご利用になれます。



便利な
給料控除



年利
3.0%

※利率は変動利率で
平成28年4月現在のものです。

注意点

- ・ 申込書の締切日は毎月10日です
- ・ 振込日は貸付金の第3回と同じ日になります
- ・ 購入する自動車の使用者は申込人（または配偶者）名義とする
- ・ 申込みは登録後2ヶ月以内に限る
- ・ 個人の方から購入される場合はご利用いただけません

◆ご融資金額・返済期間◆

300万円以内・6年以内

(毎月の返済金額が基本給の30%以内)

◆ご用意いただくもの◆

自動車購買立替金申込書

車検証のコピー

(250cc以下の場合は軽自動車届出済証又は軽自動車税申告書)

(125cc以下の場合は原動機付自転車標識交付証明書)

戸籍謄本（使用者名義が配偶者の場合のみ）

◆ご利用いただける方◆

組合員

(現在自動車購買立替制度をご利用
いただいている方は対象外となります)

共済組合の指定店でお買い物をしませんか！

分割で支払っても手数料は必要ありません。(旅行のみ3%の手数料がかかります)

指定店で購入して物資を利用の場合、購入金額が支払い総額となります。

【購入例】 指定店で240,000円の家電を購入し、物資の毎月均等払いと
するとき。(ボーナス併用もあり)

【返済例】 $10,000円 \times 24回払 = 240,000円$

※返済回数は金額により変わります。



共済組合の指定店でお買い物を!!

共済組合指定店一覧表

平成28年4月1日現在（16店舗）

取扱物資名	指定店名	代表者名	住所・TEL
電気製品	有限会社 丸栄ストアー	吉岡 求	高知市桜井町1-5-13 (088) 883-3700
洋服	はるやま商事株式会社	治山 正史	高知市高須1-16-28 (088) 884-4129
洋服	高知ニッケカスタム	竹内 敏春	高知市薮野西町3-23-4 (088) 846-2788
貴金属・寝具・その他	有限会社 ジュエリーさかい	境 泰雅	高知市稲荷町5-10 (088) 883-1487
貴金属	ジュエリーモリタ	森田 哲夫	香美市土佐山田町杉田601-2 (0887) 52-3033
貴金属	ジュエリー田内	田内 章	高知市大川筋1-3-34 (088) 823-1117
貴金属・時計・メガネ	メガネ 宝 時計 大塚 天神橋店	大塚 守	四万十市中村天神橋39 (0880) 34-3180
貴金属・宝石・時計	植田十字堂	植田 詩郎	高知市山ノ端町64-2 (088) 872-4938
貴金属・宝石・時計	ビュープラス高知	吉村 彰介	高知市南川添8番10号 (088) 861-2700
メガネ	有限会社 クロイワメガネ	谷村 昌紀	高知市本町5-4-1 (088) 872-3305
靴	有限会社 ミリオン	岡田 一晃	高知市はりまや町1-2-1 (088) 823-5592
寝具	東洋羽毛中四国販売株式会社	柳場 弘	愛媛県松山市井門町21-1 (089) 958-2331
旅行	一般社団法人 高知県勤労者旅行会	山崎 秀一	高知市本町4-1-32 (088) 824-3100
葬式	株式会社 日本セレモニー	市村 伊佐雄	高知市東城山町104-3 (088) 832-4646
浄水器	株式会社 日本トリム	森澤 紳勝	高知市本町4-1-16 高知電気ビル8F (088) 856-6220
その他	有限会社 ティーカンパニー 「マザーズキッチン」	豊永 俊雄	高知市一ツ橋町1-180 (088) 872-9277

※ 平成28年4月1日より次の指定店が脱退となりました。

脱退指定店 弘田時計店 高知市幸町6-3

有限会社 愛宕時計店 高知市伊勢崎町3-13

元治絹織物 高知市福井町1463-6



各種宴会&お得な宿泊プランのご案内

高知共済会館COMMUNITY SQUAREがプロデュースするパーティープラン。華やかなブッフェスタイルや会席スタイル、卓盛りスタイルからチョイスできます。お気軽にお問い合わせください。



お料理写真はイメージとなります

季節の宴会プラン(10名様より)

5,000円

おひとり様 6,000円 (税・サ込)

8,000円

歓送迎会・同窓会・ご法要、様々な催しに高知共済会館COMMUNITY SQUAREをご利用ください。

※1階レストラン「膳」でのお食事も承っております。

ご宿泊のご案内

「平日」宿泊プラン

大好評・平日限定プランです！

素泊 4,860円

朝食付 5,700円

(税サ込)

宴会&宿泊プラン

大変お得な飲み放題付宴会宿泊プランです！
4名様以上でお申込み下さい！！

平日 10,000円

休前日 12,000円

(税サ込)



ご朝食一例

※ご予約時に広報を見てのご予約とお申し付けください。

高知共済会館

COMMUNITY SQUARE

〒780-0870 高知市本町5丁目3-20

ご予約・お問合せ TEL:088-823-3211

お得な宿泊プラン、会議室の詳細はこちら <http://www.kochi-cs.jp>